

令和 7 年度第 2 回成田市環境審議会
(令和 7 年 11 月 5 日)会議録

令和 7 年度第 2 回成田市環境審議会 会議録

1 日 時 令和 7 年 11 月 5 日(水)13 時 55 分～14 時 35 分

2 場 所 成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者

(委員)

原 慶太郎会長、片岡 孝治副会長、藤村 葉子委員、志村 勇亮委員、日浦 博昭委員、
小川 昌俊委員、平山 泰之委員、岡田 綾子委員、山内 直美委員、須田 恒子委員、
岡田 卓哉委員、幡谷 公生委員、清田 修委員、菅澤 麗子委員、田中 昌子委員、
入江 龍夫委員、青木 紗里奈委員

(成田市)

環境部 金光部長

(事務局)

環境計画課:稻阪課長、栗澤課長補佐、栗田主幹、三上副主査、大木副主査

(説明員)

環境対策課:加藤課長、櫻井係長、関口係長

クリーン推進課:小川課長、坂上主幹、渡邊主幹

環境衛生課:野口課長、木村主幹、青嶋係長

4 傍聴者 なし

5 会議次第

(1)開 会

(2)議 題

①「2024(令和 6)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第 5 次成田市環境
保全率先実行計画)結果」について【報告】

②成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例施行規則に
定める安全基準の測定方法の改正について【報告】

(3)そ の 他

(4)閉 会

令和 7 年度第 2 回成田市環境審議会
(令和 7 年 11 月 5 日)会議録

●開会

●議題① 「2024(令和 6)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第 5 次成田市環境保全率先実行計画)結果」について【報告】

【原会長】

それではこれより、議事に入ります。本日の議題は、①及び②は、いずれも報告事項となります。はじめに、議題1の「2024(令和 6)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第 5 次成田市環境保全率先実行計画)結果」についてであります。委員の皆様には、事前に資料を確認した上で、ご意見、ご質問を提出していただいております。それに対する事務局の回答についても事前に送付されていることと思います。

事務局からさらに補足説明などがありましたら、要点に限って簡潔に説明をお願いいたします。

【環境計画課 大木副主査】

では恐れ入りますが、お手元にあります、資料 1 の 2024(令和 6)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第 5 次成田市環境保全率先実行計画)結果をご覧ください。

皆様はすでに目を通しているいらっしゃると思いますので、簡潔に説明いたします。

まず、「1-1 成田市役所エコオフィスアクションの目標」をご覧ください。

成田市役所エコオフィスアクションでは市役所分の温室効果ガス排出量、一般廃棄物溶融分の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の 3 つの削減目標を掲げています。目標については、2013 年度を基準とし、2027 年度までの目標と 2030 年度までの目標を掲げています。

令和 6 年度の市役所分と一般廃棄物溶融分の温室効果ガス排出量の実績についてですが、1 ページの一番下、「表 1: 温室効果ガス排出量」をご覧ください。

表の「2024 年度実績」の欄をみていただけると、市役所分は 19,984 トン CO₂、一般廃棄物溶融分は 26,804 トン CO₂、合計で 46,788 トン CO₂ となっており、2013 年度比で 7.5 パーセントの増加となっております。

次に、市役所分の詳細についてご説明します。2 ページの表 2 をご覧ください。

この表では、市役所における燃料の使用量、電気の使用量など、温室効果ガスを排出す

令和 7 年度第 2 回成田市環境審議会
(令和 7 年 11 月 5 日)会議録

る項目毎に、活動量、温室効果ガス排出量、原油換算エネルギー使用量をまとめています。また、脚注 2 にもありますとおり省エネ法では法令の改正により、2023 年度分から、いわゆる「ごみ発電」や「太陽光発電」等の電気等の使用量もエネルギー消費量に計上することとされたため、2024 年度分の欄にはその部分が計上されております。

一番右の緑色の欄をご覧ください。この欄は原油換算でのエネルギー消費量を示しております。2013 年度と比べると、「燃料の使用」は 16.2 パーセントの削減、「電気の使用」は 6.6 パーセントの削減、合計では 8.8 パーセントの削減となりました。また、ごみ発電のエネルギー消費量は 8,418 キロリットル、太陽光発電のエネルギー消費量は 71 キロリットルとなっております。

次に、真ん中のオレンジ色の欄をご覧ください。ここには温室効果ガス排出量が記されています。排出量を 2013 年度と比べると、「燃料の使用」では 20.8 パーセントの削減、「電気の使用」では 13.0 パーセントの削減、合計では 14.7 パーセントの削減となっています。

削減目標に対する結果といたしましては、エネルギー消費量は 2027 年度までの目標である 6.0 パーセント削減をクリアしましたが、温室効果ガス排出量は目標である 39.2 パーセント削減には及びませんでした。

3 ページ図 1 に記載しておりますが、特に電気については使用量が増えている傾向にありますので、省エネなどにさらに取り組んでいく必要があると考えております。

なお、脚注 3 にありますとおり、令和 6 年度分から電気の基礎排出係数の定義が変更され、今後は電気事業者が調達した非化石証書などの環境価値を反映させた「基礎排出係数」が使用されます。このことによる本市への影響は 4 ページの表 3 に示すとおりで、およそ 1,000 トン CO₂ の増加となります。

次に一般廃棄物溶融分についてご説明します。5 ページ目の下段をご覧ください。

表 5 には、成田富里いづみ清掃工場での一般廃棄物の処理量と、処理の際に発生する温室効果ガスの排出量を示しており、2024 年度の温室効果ガス排出量は合計で 26,804 トン CO₂ となりました。一般廃棄物分の温室効果ガス排出量のほとんどは廃プラスチック類由来の二酸化炭素ですので、今後も廃プラスチック類の減量化に取り組んでいく必要があると考えております。

また、藤村委員から 2013 年度から 2024 年度までの一般廃棄物溶融分の温室効果

令和7年度第2回成田市環境審議会
(令和7年11月5日)会議録

ガス排出量の推移を示してほしいとのご意見がありましたので、「環境審議会委員からの意見及び回答」の中にグラフを示しました。

次に6ページ目「1-3 重点取り組み項目の状況」をご覧ください。

エコオフィスアクションでは温室効果ガス排出量削減等の目標を達成するため、公共施設への太陽光発電設備の導入、照明のLED化、公共施設のZEB化、公用車の電動車化という4つの重点取り組み項目を掲げています。

各取り組みの状況については、1-3-1から1-3-4に記載しておりますので、それぞれご確認いただければと思います。

最後に、8ページ目「2.グリーン購入の状況」をご覧ください。

2024年度のグリーン購入率は、約98.0パーセントであり、2013年度と比較して、購入率が増加しております。

9ページ目の表8には分類ごとのグリーン購入率を示しております。

8ページに記載のとおりグリーン購入はいろいろなものを対象とするので、結果の評価が難しいものもありますが、いずれにしても各部署では普段消耗品等を調達する際にグリーン購入の基準を確認しながら製品を選んでいるものと考えております。

以上、雑駁ではございますが、エコオフィスアクションの2024年度結果についての説明とさせていただきます。

【原会長】

ありがとうございました。それでは、ご意見・ご質問の回答、また、先ほどの事務局の説明を受けて、さらにご意見がある場合は挙手にてお願いします。

藤村委員の事前質問への回答は、事務局の回答でよろしいでしょうか。

【藤村委員】

グラフを付けていただきありがとうございました。グラフを見ますと、2016年の高い数値から比較すると、次第に数値が下がってきていて、対策の効果の方向性が見えてきて安心しています。

【原会長】

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。無いようでしたら、次の議題2に移ります。

●議題② 成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例施行規則に定める安全基準の測定方法の改正についての説明、質疑

【原会長】

議題②成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例施行規則に定める安全基準の測定方法の改正について事務局からさらに補足説明などがありましたら、要点に限って簡潔に説明をお願いいたします。

【環境対策課 加藤課長】

資料の方は資料 2(その 1)と資料 2(その 2)を事前に確認いただいているかと思いますが、資料 2(その 1)から説明させていただきます。

成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例施行規則、こちら長いので、土質規則と呼ばせていただきます。土質規則では、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為について、必要な規制を行うことにより、土壤の汚染を未然に防止し、住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とした、この上位にあたる土質条例の運用に関し、必要な事項を定める規則となっております。

埋立て等に用いる土砂等は、土質規則で定める安全基準に基づき規制を行うこととしており、この安全基準は、環境省が定める土壤の汚染に係る環境基準に準じて定めることとしております。

この環境基準の中で、改正の概要にありますように、水質や土質の測定・分析方法として、日本産業規格、いわゆる JIS 規格による方法が示されており、この度、その JIS 規格が整理され、番号の変更が行われました。

また、併せて、分析技術の向上に伴い、物質によっては、新たな分析方法が導入されたところであります。

これらを反映した、国の環境基準等の一部改正が令和 7 年 3 月 31 日に行われましたので、国に合わせて市の土質規則の一部改正を行ったものです。

主な改正内容といいたしましては、資料 2(その 1)の 3 ページ以降にあります土質規則

令和7年度第2回成田市環境審議会
(令和7年11月5日)会議録

の新旧対照表をご覧いただきますと、改正案の方で、さらにページを進めていきますと、別表のいちばん右の欄に、測定方法があり、こちらを今ご説明したように改正し、土質規則を9月25日に公布・施行しております。

今回は、国に合わせた軽微な改正になりますので、改正後に報告させていただいたものになります。

以上、雑駁ですが、土質規則に定める安全基準の測定方法の改正についての説明といたします。

【原会長】

どうもありがとうございました。それでは、ご意見・ご質問への回答、また、先ほどの事務局の説明を受けて、さらにご意見等がある場合は挙手にてお願ひいたします。

【片岡副会長】

資料2(その1)の最後にある地質分析(濃度)結果証明書ということで、この証明書には、毎回、環境計量士の証明を付けるのでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

毎回、どの現場でも、環境計量士の証明書の原本の提出を求めています。

【原会長】

一つ確認なのですが、事務局から説明がありましたが、この報告の後の対応について説明をお願いいたします。

【環境対策課 加藤課長】

対応につきましては、9月25日にすでに改正を終えていますので、ホームページで公表しています。また、現在、現行の土質条例の許可を取っている事業者はいませんので、今後、許可を取る事業者に対し、新しい規則の内容で実施していただくよう案内をしていきます。

【日浦委員】

確認になるのですが、土質規則の別表は、別表が1つしかなかったのでしょうか。それとも、別表第2以下があり、別表第2以下を削除したのでしょうか。

令和 7 年度第 2 回成田市環境審議会
(令和 7 年 11 月 5 日)会議録

【環境対策課 加藤課長】

今回の改正の前に、別表第 2 以下を削る改正が行われていましたが、別表の表題にある「1」の削り漏れがあつたため、今回合わせて整理しています。

【原会長】

ほかに、ご質問等はございませんでしょうか。無いようでしたら、議事を終了いたします。

●その他

続いて、3. その他 に移ります。委員の皆様や事務局から何かあれば、お願ひいたします。

【環境対策課 加藤課長】

机上に配布させていただきました、「成田市公式 LINE 不法投棄等通報機能の導入について」お知らせをさせていただきます。チラシのとおり、不法投棄を発見したら、成田市公式 LINE から通報できるものとなっています。

本市における不法投棄等の通報、発見件数につきましては、令和 5 年度は 320 件、令和 6 年度は 278 件となっており、減少傾向で推移している状況ではありますが、不法投棄等の問題は依然として後を絶たない状況にあります。

このような状況を受け、市民の皆様からの通報がより円滑に行えるよう、9 月 1 日から成田市公式 LINE による不法投棄等通報の運用を開始いたしました。

実際に成田市の公式 LINE を見ていただくとわかりやすいと思いますが、成田市 LINE の下部に表示されるメニューのうち「通報」を押すと、不法投棄等通報、道路損傷等通報、公園・緑道損傷等通報の3項目が表示されますので、このうち不法投棄等通報を押していただき、「投棄物の写真を送ってください」や「位置情報を送ってください」などの画面の指示に沿って進めていただきますと、市に通報されるようになっています。こちらの LINE 通報は、スマートフォンから 24 時間いつでも通報でき、位置情報の送信や不法投棄物の写真を添付することで、従来の電話での通報と比べて現場の状況をより簡単に詳しく伝えることができ、効率よく発見に繋がっています。

令和7年度第2回成田市環境審議会
(令和7年11月5日)会議録

また、不法投棄は、人目に付きにくい道路沿いや、山林などに多く発生していることから、電話による通報では、目印がなく、投棄場所の聞き取りに時間を要しておりましたが、LINE通報により簡単に位置情報が受け取れることから、スムーズな現場確認が可能になっております。

LINE通報のこれまでの実績は約20件で、9月1日からの2か月間の通報が全部で40件程度ありましたので、およそ半分はLINEからの通報となっております。

不法投棄を無くすには、市民一人ひとりが不法投棄をしない、させない、許さないという意識が大切であることから、今後も市民の皆様のご協力をいただきながら対策に取り組んでまいります。

【原会長】

ありがとうございました。素晴らしいシステムですので、LINEを利用する委員におかれましては、是非利用していただければと思います。

【小川委員】

街中ではあまり不法に捨てることはないですが、街中で自転車の放置が結構多くて、何か月も放置されているのは、投棄になるのでしょうか。その場合の問い合わせ先は、警察になるのでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

自転車の場合だと、投棄物になるか、所有物になるか悩ましいところではありますが、市にも放置自転車を対応する交通防犯課がありますので、LINEにより放置自転車の通報をいただいた場合は、交通防犯課に情報を共有し、対応してまいります。

【原会長】

ほかに、ご質問等はございませんでしょうか。無いようでしたら、これで本日の会議を終了いたします。

皆様、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

令和 7 年度第 2 回成田市環境審議会
(令和 7 年 11 月 5 日)会議録

【環境計画課 粟澤課長補佐】

原会長、ありがとうございました。

●閉会